

漁業法第 67 条第 2 項において準用する同法第 64 条第 4 項の規定により聴いた内水面漁場管理委員会の意見の概要及び当該意見の処理の結果

1 意見の概要

茨城県内水面漁場計画の案に異議なし。

2 意見の処理の結果

異議が無い旨答申されたことから、茨城県内水面漁場計画の案のとおり内水面漁場計画を作成した。

3 その他

令和 5 年 4 月 14 日開催の第 600 回茨城県内水面漁場管理委員会において、当該漁場計画に異議ないと決議された。